

## 町税の内訳

税 目	金 額	徴収率	構成比
個人町民税	111,706 <sup>千円</sup>	96.2%	29.4%
法人町民税	33,957	99.8	8.9
固定資産税	207,179	97.8	54.6
軽自動車税	3,005	98.8	0.8
町たばこ税	23,794	100.0	6.3
合 計	379,641	97.7	100.0

## 町民1人当り、一世帯当りに使われた費用

区 分	1人当り	1世帯当り
土木費	225,020 <sup>円</sup>	497,383 <sup>円</sup>
公債費	254,038	561,526
総務費	197,678	436,946
農林水産業費	243,587	538,424
教育費	173,333	383,136
衛生費	164,699	364,050
民生費	112,752	249,226
消防費	103,910	229,683
その他	67,330	148,827
合 計	1,542,347	3,409,201

人口 2,763人 世帯 1,250戸

## 町の「貯金」

区 分	金 額	対前年比
一 般 会 計	2,512,689 <sup>千円</sup>	7.9%
財政調整基金	547,500	0.0
減債基金	578,160	0.2
羽幌線代替輸送確保基金	92,240	2.7
ふるさと創生基金	377,750	12.9
社会福祉施設建設基金	754,220	0.1
土地開発基金	0	皆減
地域福祉基金	101,050	0.0
奨学資金貸付基金	26,009	0.0
心象記念文化振興基金	14,710	5.0
公共用施設整備基金	0	皆減
中山間農業地域環境保全基金	21,050	0.0
国民健康保険特別会計	56,430	0.1
介護保険特別会計	0	
簡易水道事業特別会計	90,023	11.0
合 計	2,659,142	7.2

## 一般会計・債務負担行為の状況

区 分	平成17年度以降支出予定額	割合	対前年比
物件の購入	24,796 <sup>千円</sup>	3.9%	88.4%
土地	0	0.0	
建物	24,796	3.9	88.4
その他のもの	618,539	96.1	19.6
土地基盤整備	0	0.0	
利子補給	30,689	4.8	29.2
その他	587,850	91.4	19.1
合 計	643,335	100.0	34.6

## 町民1人当り、1世帯当りの町税負担

税 目	1人当り	1世帯当り
個人町民税	40,429 <sup>円</sup>	89,365 <sup>円</sup>
法人町民税	12,290	27,166
固定資産税	74,983	165,743
軽自動車税	1,088	2,404
町たばこ税	8,612	19,035
合 計	137,402	303,713

人口 2,763人 世帯 1,250戸

## 性質別経費

区 分	金 額	割合	対前年比
消費的経費	2,402,412 <sup>千円</sup>	56.4%	4.6%
人件費	704,681	16.5	4.6
物件費	531,796	12.5	7.5
維持補修費	110,297	2.6	5.0
扶助費	56,644	1.3	7.4
補助費等	998,994	23.4	22.6
投資的経費	819,600	19.2	9.6
その他	1,039,491	24.4	16.1
公債費	701,908	16.5	5.0
積立金	110,586	2.6	54.3
投資及び支出金・貸付金	35,000	0.8	0.3
繰出金	191,997	4.5	13.7
その他	0	0.0	
合 計	4,261,503	100.0	0.5

## 町の「借金」

区 分	金 額	対前年比
一 般 会 計	5,414,566 <sup>千円</sup>	1.2%
一般公共事業債	362,446	16.4
一般単独事業債	1,082,352	11.0
公営住宅建設事業債	843,709	1.9
義務教育施設整備事業債	166,169	16.1
災害復旧事業債	56,160	6.3
厚生福祉施設整備事業債	0	
辺地対策事業債	197,805	14.4
過疎対策事業債	1,041,567	7.0
公有林整備事業債	108,374	3.4
草地開発事業債	287,753	6.4
簡易水道事業債	147,127	3.2
財源対策債等	1,121,104	20.4
介護保険特別会計	8,477	12.5
簡易水道事業特別会計	0	
下水道事業特別会計	870,345	0.0
町立病院事業会計	22,906	37.5
合 計	6,316,294	0.8

## 「債務負担行為」とは

従来「予算外義務負担」と呼ばれていたもので、将来的に支払わなければならない義務的経費です。金銭給付を目的とするもの、物件の給付、役務の提供等に大別され、最終的にいずれかの年度の歳出予算に計上されるものであり、議会の議決を得なければならないとされています。